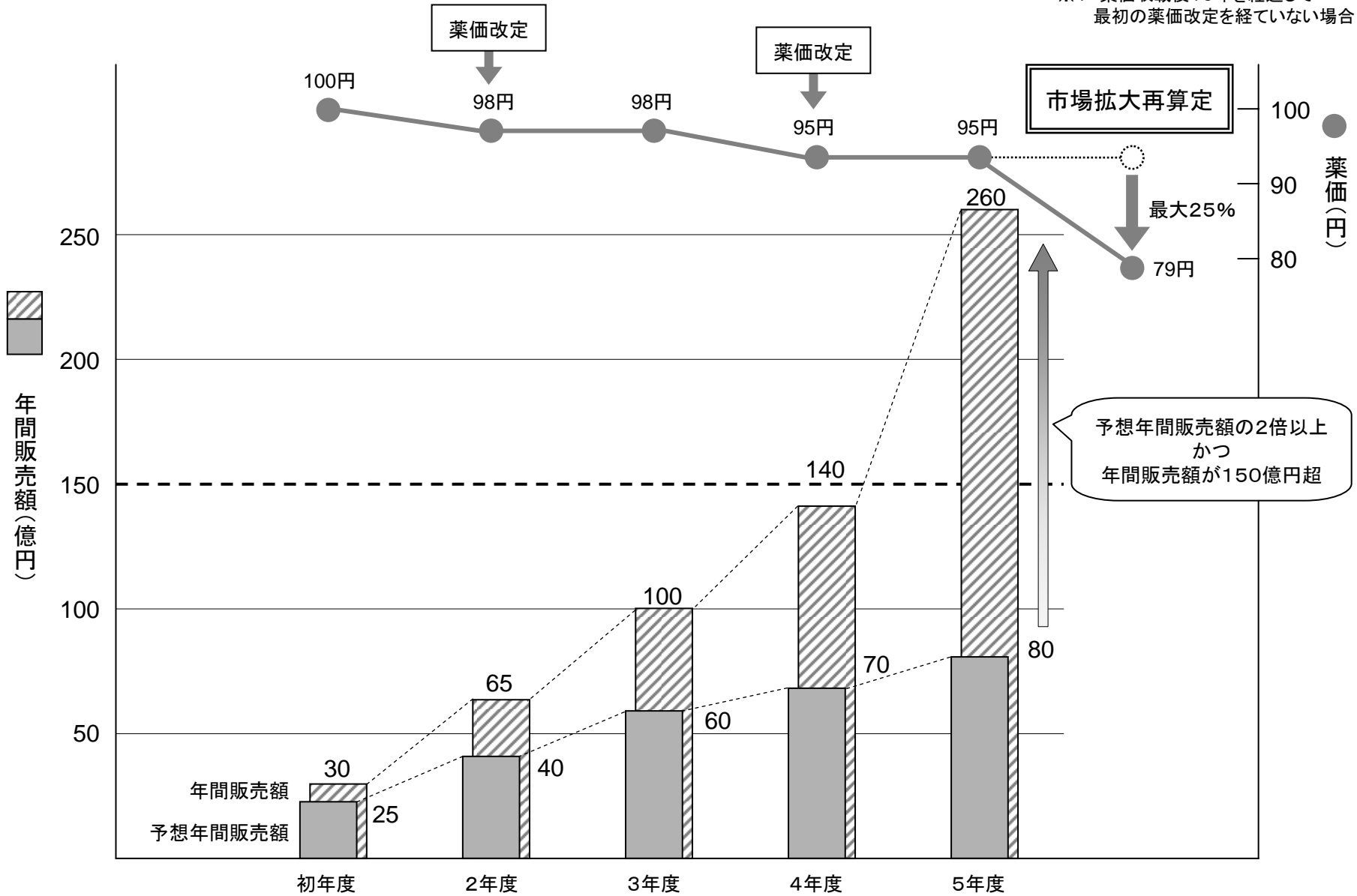


市場拡大再算定の概念図

中医協 薬-2-1
21.2.18

(1) 原価計算方式で算定された新薬の場合 (薬価収載後10年以内の場合※1)

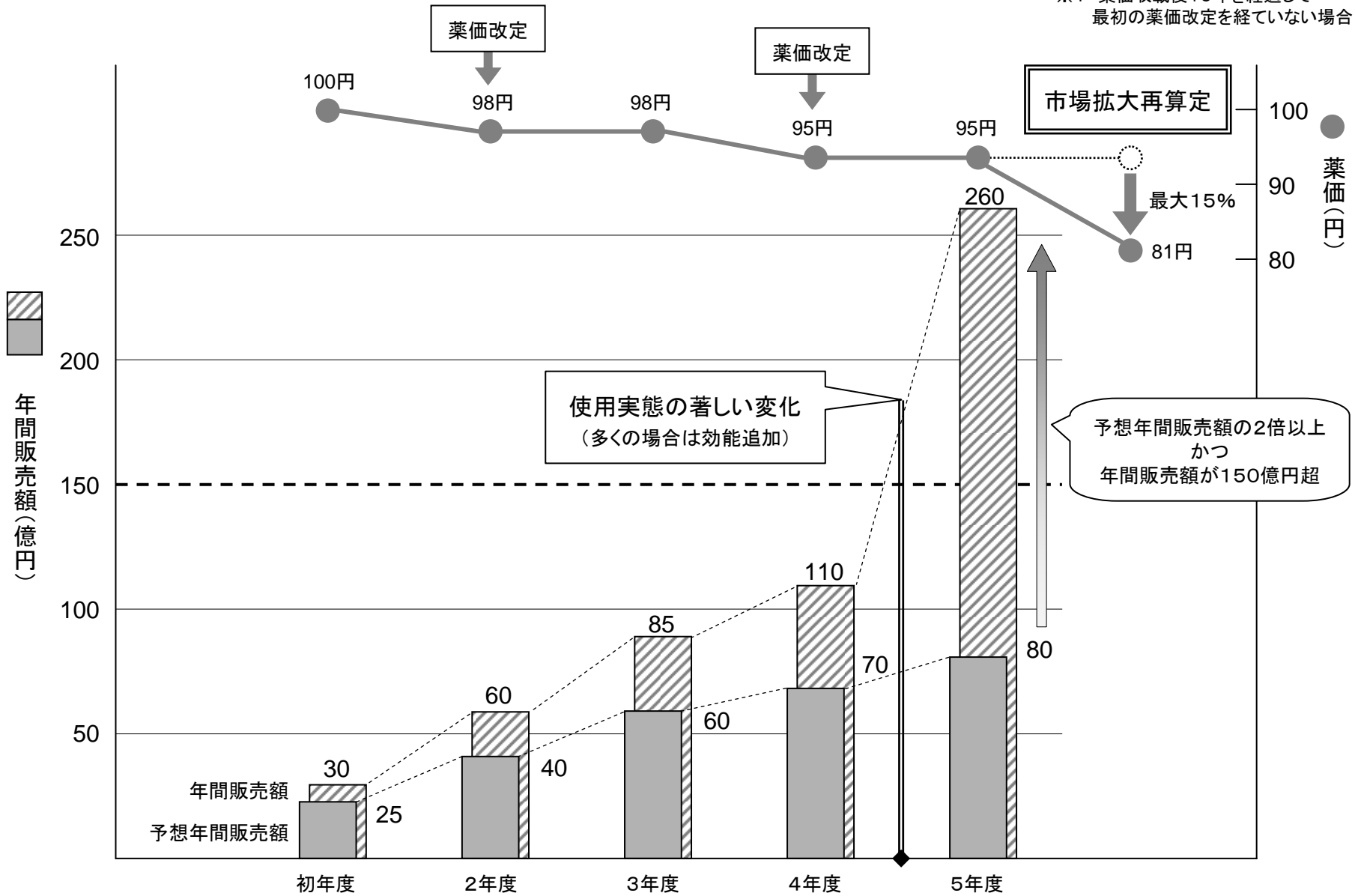
※1 薬価収載後10年を経過して
最初の薬価改定を経ていない場合



市場拡大再算定の概念図

(2) 類似薬効比較方式で算定された新薬の場合（薬価収載後10年以内の場合※1）

※1 薬価収載後10年を経過して
最初の薬価改定を経ていない場合

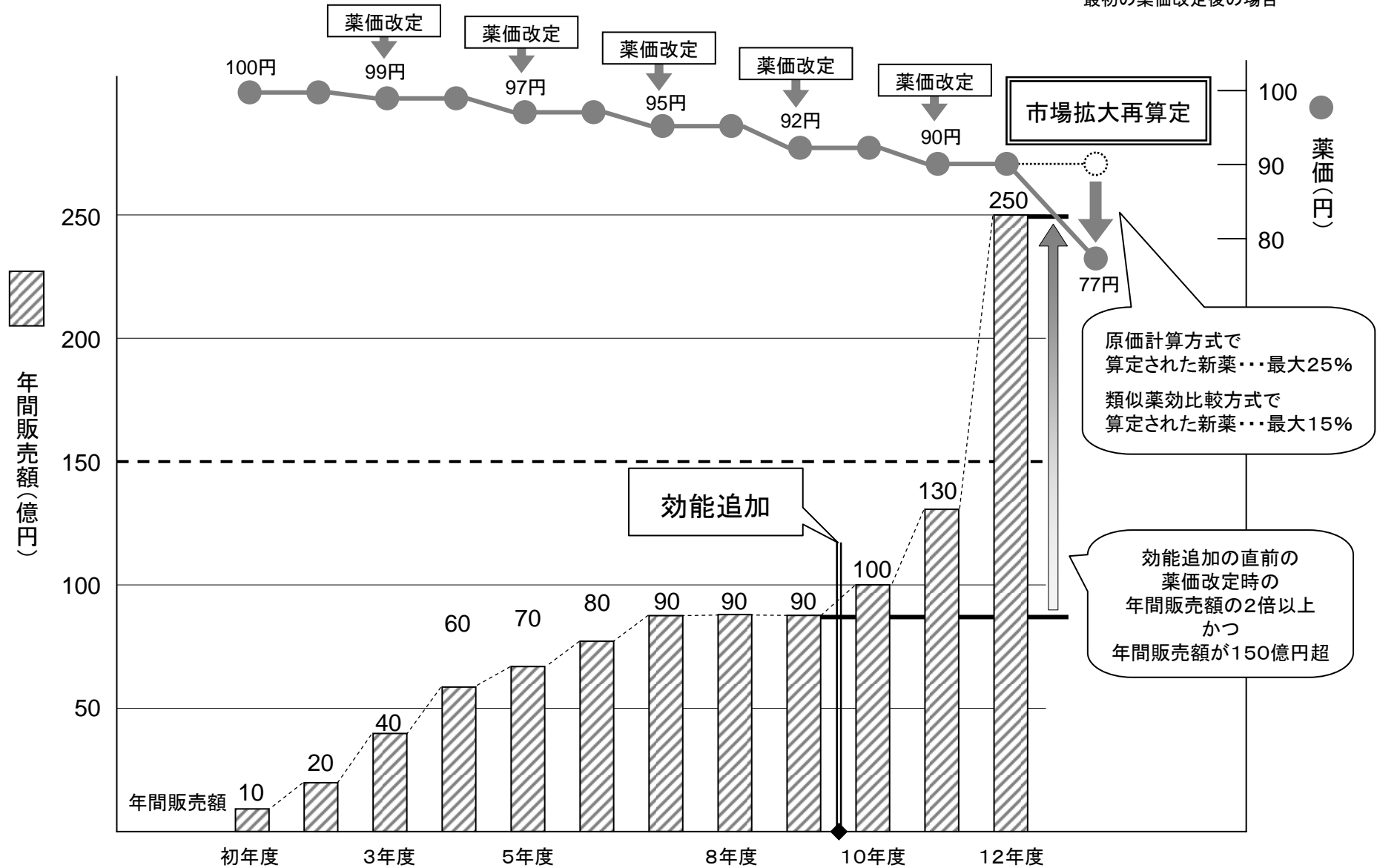


市場拡大再算定の概念図

(3) 効能追加を行った場合で、薬価収載後10年を経過している場合※2

(原価計算方式で算定された新薬と、類似薬効比較方式で算定された新薬に共通)

※2 薬価収載後10年を経過した後の最初の薬価改定後の場合



市場拡大再算定時の補正加算の適用方法の概念図

	位置づけ	医薬品名	改定前薬価	市場規模拡大率から計算される薬価引下げ率	左欄による引下げ薬価(加算前)	加算率 ^{注2)}	補正加算適用後の最終薬価
薬理作用類似薬 ^{注1)}	市場拡大再算定対象品	W	100.00 円	15%	85.00 円	A = 10 ($\alpha = 0.05$)	90.00 円
	市場拡大再算定類似品	X	115.00 円	対象品Wの引下げ率をそのまま適用	97.80 円	X~Zの薬剤毎の市販後データの有無にかかわらず、Wの加算率を一律に適用	103.50 円
		Y	95.00 円		80.80 円		85.50 円
		Z	95.00 円		80.80 円		85.50 円

加算率(A)は、市販後に集積されたデータをもとに、真の臨床的有用性について、薬価算定組織で議論した上で決定

注1) 薬理作用類似薬とは、類似薬のうち、次の要件を全て満たす既掲載品をいう。

- イ 同一の効能及び効果を有するものであって、当該効能及び効果に係る薬理作用が類似していること。
- ロ 投与形態が同一であること。

注2) A : 加算率 (%)

α : 市場拡大再算定対象品の市場規模に応じた傾斜配分に基づく実際の補正加算率